

食糧の安全・安心を図るため
農産物検査法と JAS 法の抜本的見直しを求める意見書

現行の農産物検査法は、昭和 26 年、食糧不足の時代に、政府が生産された米を農家から全量買い上げ・配給する、食糧管理法（食管法）の下で制定されたものです。米の生産が過剰となり、食管法が平成 7 年に廃止となった以後も、同法は制定当時とほぼ変わらずに現在に至っています。時代の変化に即した見直しが行われておらず、農薬の多使用が促され、食の安全・安心を求める消費者ニーズに逆行しているのが実情です。

夏期に水稻で散布される殺虫剤のほとんどは、農産物検査法の 1 等米基準を満たすためのカメムシ退治用です。

大潟村議会は平成 14 年、「不必要な農薬使用を助長する農産物検査制度の見直しを求める意見書」を可決し、秋田県議会も平成 17 年、「農産物検査制度の見直しを求める意見書」を全会一致で政府に送付したところです。

こうした中、農林水産省は米等級の見直しなど、平成 34 年までに農産物検査を抜本的に見直す方針と報道されており、具体的にはこれから国で審議されることとなります。

つきましては、生産者に不利な制度にならないよう、下記事項につきまして、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

記

1. 農産物検査法「着色粒」規定の見直し
2. 現行農産物検査法を抜本的に見直し、食の安全・安心を図る目的とすること
3. 関連法である J A S 法の見直し

平成 3 0 年 3 月 1 6 日

秋田県大潟村議会議長 阿部 文夫

衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 伊達 忠一 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
農林水産大臣 齋藤 健 様
消費者庁長官 岡村 和美 様